

第百六十五号議案

東京都特定個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年九月二十八日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都特定個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

第一条 東京都特定個人情報の保護に関する条例（平成二十七年東京都条例第四百十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「であつて、実施機関が保有するもの又は行政機関（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）及び独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）以外の者が保有するもの」を削り、同条第十五項中「行政機関の長等（行政機関）を「行政機関（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「個人情報保護法」という。）第二条第八項に規定する行政機関をいう。）」に改め、「独立行政法人等」の下に「（同条第九項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）」を加え、「第十九条第七号」を「第十九条第八号」に、「同条第八号」を「同条第九号」に改め、「をいう。」を削り、「同条第七号又は第八号」を「同条第八号又は第九号」に、「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第五条第三項中「第十九条第十二号及び第十四号から第十六号まで」を「第十九条第十三号及び第十五号から第十七号まで」に改める。

第七条第二項中「第八条」を「次条」に改める。

第十八条第一項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「第十九条第七号又は第八号」を「第十九条第

八号又は第九号」に改める。

第十九条第一項及び第二十一条中「第十九条第七号又は第八号」を「第十九条第八号又は第九号」に改める。

第二十三条第二項中「個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第五十九条」を「個人情報保護法第二百二十七条」に改める。

第二十五条中「第十九条第十二号及び第十四号から第十六号まで」を「第十九条第十三号及び第十五号から第十七号まで」に改める。

第三十条第一号中「若しくは第二項に規定する機関」の下に「、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関であるデジタル庁」を加える。

第四十条第二項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第四十六条中「行政機関個人情報保護法第四章」を「個人情報保護法第五章第四節」に改める。

第二条 東京都特定個人情報保護の保護に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「第二百二十七条」を「第三百三十条」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中第二条第二項及び第十五項（「第十九条第七号」を「第十九条第八号」に、「同条第八号」を「同条第九号」に改める部分及び「同条第七号又は第八号」を「同条第八号又は第九号」に、「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める部分を除く。）、第二十三条第二項並びに第四十六条の改正規定（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号。以下「デジタル社会形成整備法」という。）附則第一条第四号に規定する政令で定める日）

二 第二条の規定（デジタル社会形成整備法附則第一条第七号に規定する政令で定める日）

(提案理由)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）等の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の改正等に伴い、規定を整備する必要がある。